

[中央入厩予定馬]

共有馬管理等に関する覚書の付帯条項（「覚書付帯条項」）

「共有馬管理等に関する覚書」（以下「覚書」という）に基づいて共有者が共有代表馬主に委任した覚書第3条記載の各事項の実施細則(以下「付帯条項」という)は、以下のとおりとする。

第1条(事務局)

覚書第3条に基づく共有馬に係わる事務取扱について、共有代表馬主が設置する事務局(以下「事務局」という)がこれを行う。但し、事務局は必要に応じてかかる事務取扱の全部または一部を共有代表馬主が指定する第三者に委託することができる。事務局は、株式会社ジュエリーピコ東京事務所(東京都台東区上野5-22-8 ビジュピコ第5ビル4F)内に置く。

第2条(事務費の支払)

共有者は、月次事務費として月額2,200円/頭(消費税10%対象2,000円、消費税200円)を共有代表馬主に支払う。かかる月次事務費の請求書は、毎月末日に発行され、翌月末日を支払期日とし、その支払方法は原則として口座振り込みによるものとする(金融機関非営業日の場合は前営業日)。また、共有馬が出走して賞金・褒賞金を獲得した場合には、共有者は同賞金・褒賞金額の3%相当額を出走事務費として共有代表馬主に支払う。但し、その支払方法は、共有者に対する賞金分配金の支払の際に同分配金から控除する方法によるものとする(第5条第1項を参照)。

第3条(預託料)

共有者は、2歳1月1日より共有者の持分割合に応じた預託料を負担する。但し、共有者による共有持分の取得が、共有馬の2歳1月1日より後の日である場合、共有者は、2歳1月1日以降の預託料を負担するものとする。かかる預託料の請求書は、毎月末日に発行され、翌月末日を支払期日とし、その支払方法は原則として口座振り込みによるものとする(金融機関非営業日の場合は前営業日)。上記預託料には、厩舎預託料のほか、治療費、各種登録料(GIレース等の追加登録料を含む)、輸送費(引退退厩時を含む)、売却又は譲渡先決定までの間の繋養経費等(売却に至らなかった場合を含む)、共有者や調教師に進呈する記念写真等優勝記念品代金など、馬主慣行に則った共有馬の飼養管理に係わる一切の費用が含まれる。

第4条(競走馬保険)

- 共有馬は、2歳1月1日より競走馬保険約款に基づく競走馬保険(死亡保険)及び特約補償(屈腱炎、腰痠症候群)に加入する(保険年度は1月1日より12月31日)。共有代表馬主は、当該共有馬に保険事故が発生した場合、事務局を通じて、競走馬保険約款に基づき保険会社に保険金の支払請求手続を行う(競走馬保険約款の要約並びに保険事務手続は、第2項ないし第4項記載のとおり)。

2. 平地競走馬については、2歳馬で基本保険及び屈腱炎の場合、当該共有馬の売買提示価格(販売者がカタログ等により提示した共有持分権売り出し価格)の100%、3歳馬の場合は70%、4歳以上の場合は50%、また2歳馬のみ腰痠症候群を売買提示価格の70%を、それぞれの保険加入額の原則とする。但し、
 - (1) 当該共有馬が2歳GI競走又は、3歳以上の馬齢においてGI~GIIIの平地重賞競走(いずれも新設又は条件変更などの理由により本来のG格付けが付されなかった場合の重賞競走、G格付けの海外競走[国際セリ名簿基準委員会が定めるパートI国に限る。但し、それ以外であっても、高額賞金競走など諸条件から判断し、同格と見做す競走を含む]、及びG格及びJpn格の地方競馬指定交流競走を含む)に優勝した場合には、当該時点以降は馬齢に関わりなく、速やかにその保険加入額を売買提示価格の100%に変更する。但し、その後、当該共有馬が初めて障害競走に出走した場合(以下「入障」という)、保険事故発生の際の保険給付が変更となるため(障害競走レース当日に発生した保険事故〈障害競走出走のために競馬場に搬入されたときから搬出されたときまで。但し、障害競走中に起因した事故によりレース翌日以降に死亡保険金支払対象となる場合を含む〉)については、保険加入額の20%、又は200万円のいずれか低い額が給付限度額となる場合を含む)、保険料負担の軽減を目的として、入障翌年度以降の保険加入額を上記の馬齢基準に改めるものとする。
 - (2) 当該共有馬の競走成績、血統背景等から将来種牡馬となることが想定され、共有代表馬主において、その種牡馬としての将来価値が上記馬齢基準に基づく保険加入額を著しく上回ると想定される場合には、共有代表馬主は、共有者の利益保護を主たる目的として保険加入額を適宜増額する判断を行う場合がある。かかる増額に対応する保険料は共有者の負担とする。
 - (3) 共有代表馬主は、共有馬について上記(1)又は(2)に従って保険加入額を増額した場合であっても、当該共有馬のその後の競走成績、馬齢等に照らし、保険に関する給付と負担の均衡を考慮したうえで、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額を減額することが妥当と判断した場合には、共有者にその旨を通知することにより、当該共有馬の翌年度以降の保険加入額を減額することができるものとする。
3. 共有者は、維持費の請求と併せて、毎年12月までに、翌年度分(翌1月1日から1年分)の保険料(本書面作成時点では、加入額の3.3%+腰痠特約保険料)を持分割合に応じて支払う(支払方法は原則として口座振り込みによる)。また、前項記載の事由により保険加入額が保険期間中に増額変更となる場合は、所定の手続に従い保険料の不足額を納入する。競走馬保険約款に基づき給付を受けた保険金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。
4. 保険料の増額を伴わない限度で、死亡以外の特約を付加した場合の特約保険金(本書面作成時点では、以下a及びbの見舞金が給付される)は、第3項に準じてその全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。

《競走馬保険(死亡保険)に付加される見舞金給付特約》

- a. 「腰痠症候群補償特約」として、腰痠により競走の用に供することが将来にわたり不能となり、かつ所定の要件に該当した場合、特約保険金額(2歳馬は保険加入額の70%相当)を

給付

- b. 「屈腱炎見舞金特約」として、屈腱炎を発症し、かつ、以下のすべてに該当する場合に限り、保険加入額の20%相当を給付
 - ① 屈腱炎の最大損傷部位損傷率が25%以上であることを、保険会社指定獣医が書面をもって証明すること
 - ② 中央競馬または地方競馬で開催される競走に9カ月以上出走できなくなることを(但し、再発は対象外)。
5. 共有馬に不慮の事故が発生した場合は、保険金の受領をもって共有者の全ての損害が填補されたものとし、共有者は、共有代表馬主、事務局スタッフ、事務取扱の委託先会社、販売者及びその関係者に対して何らの請求もしないことを了承する。

第5条(賞金等の取扱い)

1. 共有者に対する賞金の支払事務については、共有馬が獲得した賞金(出走奨励金、付加賞等を含む。以下同じ)から進上金、源泉徴収所得税及び出走事務費(第2条を参照。賞金の3%)を控除した金額を、持分割合に応じて精算し、共有者の指定口座に、出走日の翌月末日(金融機関非営業日の場合は前営業日)に振り込みの方法により支払われる。但し、地方競馬指定交流競走に当該月の下旬(26日以降)に出走した場合、及び外国における競走に出走した場合は、翌々月末日以降の支払いとする。
2. JRA に登録された競走馬に対して規定されている、特別出走手当、事故見舞金、競走馬登録抹消給付金・同付加金は、その全額が持分割合に応じて共有者に支払われる。但し、事故見舞金については、同支給規程に定められた休養期間の満了前に当該馬が復帰・出走した場合、受領済みの従前の事故見舞金の一部金額につき、中央競馬馬主相互会より返還請求を受ける場合があるため、従前の事故見舞金が共有者に支払われた後に当該返還請求を受けた場合には、共有代表馬主は共有者に対してその返還を請求し、共有者はこれを返還するものとする。
3. JRA の管轄する競馬主催者から提供される優勝賞品であって、時価10万円を超える純金メダル及び金製品、宝飾品等の賞品(以下「分配対象賞品」という)については、当該馬の共有馬主間(共有代表馬主を含む)にそれぞれの持分割合に応じて帰属するものとし、その分配等の方法については本項の細則をもって別途定める。なお、分配対象賞品以外の賞品等(冠スポンサー提供の寄贈賞品、地方競馬指定交流競走のJRA 理事長賞及び参加賞、盾、優勝馬のレイ、海外競走に係る賞品等を含む)については、共有代表馬主の帰属とする。
4. そのほか、サマーチャンピオンシリーズやJRA が定める競走に優勝した際の褒賞金など、競馬主催者もしくは競馬統括組織から各種褒賞金の交付を受けた場合は、交付通知に従い第1項記載の賞金支払い事務に準じて適宜共有者に支払う。また、共有馬の現役期間中に受けた診療費補助金、装蹄費補助金についても、共有者の帰属として取り扱い、持分割合に応じて配当する。但し、共有馬引退後に交付を受けた同補助金については配当がかなわないことから共有代表馬主の受領とする。
5. 共有馬がGI、JpnI 重賞競走(これらと同格の海外における競走及び地方競馬指定交流競走を含む)に優勝した場合、共有者は、馬主慣行に則った祝儀、優勝記念品制作、祝賀会等に要す

る経費(実費)を、その賞金の10%を超えない範囲内で持分割合に応じて負担するものとする。なお、優勝記念品については厩舎関係者等に贈呈する場合があります、本項に定める祝賀経費には、これらに要した経費が含まれる。

6. 支払期日が到来した馬代金、預託料、保険料、事務費等が未払である場合、第1項ないし第4項及び第7条に掲げる支払は、これら未払分が完納されるまでの期間、当該共有者に対して保留されるものとする。これら未払分が完納された場合には、保留された支払金は、毎月10日時点で未納がない場合、当該月末日(金融機関非営業日の場合は前営業日)に支払われる。なお、当該共有馬が賞金等を獲得していた場合であっても、共有者が馬代金、上記預託料、保険料、事務費等の支払の履行を怠った場合、これを滞納とみなして、当該共有者に対して、第13条第2項が適用される。共有馬が賞金等を獲得している場合、支払義務の不履行を理由に滞納分と賞金とで相殺する。
7. 消費税法改正により2016年4月1日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」及び「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」が導入されており、外国人騎手(JRAの通年免許を付与されている外国人騎手を除く)が騎乗した場合の進上金(ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当)にかかる消費税についても同様に扱われる。従って、該当する共有馬主は、同法の定めに基づいて「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」を行うものとし、事務局は、従来からの「進上金」と「国外事業者進上金」とを分別表示して当該申告・納税に資するよう努める。

第6条(共有馬の海外遠征)

1. 共有馬を外国における競走に出走させる(以下「海外遠征」という)については、共有代表馬主及び調教師がこれを決定し、事務局を通じてこの決定を共有者に通知する。
2. 海外遠征の場合、進上金の取扱いについては遠征先において適用される規定(控除率に関するものを含む)に従う。但し、当該規定において本邦規定下にある調教師、騎手、厩務員等が進上金の支給対象とされていない又はその扱いが著しく異なる場合等においては、適宜本邦規定等を準用する必要があることを共有者は予め了承するものとする。さらに、JRAから交付を受ける褒賞金については、これを進上金の控除対象として取り扱う。また、共有者は、海外遠征に際して生じた検疫・輸送費及びその帯同人件費、登録料等の当該遠征の成功を目的とした一切の経費(騎手との間で別途報酬の定めを交した場合の報酬を含む)について、遠征先で出走を取消した場合を含め、当該遠征馬の競走成績に関わりなく、これを負担するものとする。

第7条(共有馬の売却・種牡馬転用及びこれらに関わる報酬)

1. 共有馬の共有は、共有代表馬主の決定に基づいて、当該共有馬を競走馬として第三者に売却譲渡した時点又はJRA競走馬登録を確定的に断念しもしくは同登録を抹消した時点(いわゆる引退時点)において終了するものとし、かかる時点において共有者の共有持分権は消滅する(なお、共有終了に伴い共有馬は代表馬主の所有に帰するものとする。但し、第3項記載の「種牡馬賃貸」の場合を除く)。

2. 現役もしくは引退した牡馬の共有馬を第三者に売却譲渡する場合、又はこれを種牡馬転用して売却譲渡する場合(種牡馬転用前に売却先等の馬主名義にて競走出走することを条件として売買契約を締結する場合を含む。なお、交渉の結果無償譲渡となる場合がある)には、共有代表馬主が自ら又は事務局を通じてその売却先の選択、売却条件の交渉、売買実行の手続等の任に当たる(代表馬主が本項において売買契約を行う場合において、前項により消滅した共有持分権は代表馬主に帰属するものとし、代表馬主が本項における売買契約上の売主兼所有者となる)。かかる売却がなされた場合には、当該売買代金から売買諸経費(当該売買を行うために第三者に支出した実費等)を控除した売買純利益金(なお、楽天競馬サイトのオークションを利用する売却の場合は、落札譲渡代金から売買諸経費を控除した金額)を基準として下記算定表に基づいて算出された金額をもって共有代表馬主の報酬とし、売買純利益金からかかる報酬を控除した残額が当該馬の所有者(共有代表馬主及び共有者)に持分割合に応じて支払われるものとする。

売買純利益金	手数料
0円～500万円まで	0%
500万円以上～1000万円まで	10%
1000万円以上～5000万円まで	20%
5000万円以上～2億円まで	30%
2億円以上	40%

3. 共有馬の種牡馬転用が種牡馬賃貸の方法によってなされる場合は、概ね次の形式を採用することとする。共有者は、競走馬登録の抹消後も当該種牡馬を引き続き共有し、共有代表馬主が引き続き共有代表者を務める。当該種牡馬の賃貸契約期間は複数年(最長5年)とし、賃借人としての第三者繫養先にこれを賃貸する。賃貸期間において得られることが見込まれる予定賃貸料総額から、種牡馬繫養経費(預託料、保険料、種牡馬登録料、広告費等)を控除した残額である賃貸純利益金、又は、賃貸契約期間中に当該種牡馬について死亡もしくはその他の保険事故が発生したことによって給付される保険金及び賃貸純利益金実績額の合計額を基準として、下記算定表に基づいて算出される金額をもって種牡馬転用に関する共有代表馬主の報酬とし、賃貸期間賃貸純利益金予定総額からかかる報酬を控除した残額が賃貸期間の各年度に按分されて当該種牡馬の所有者(共有代表馬主及び共有者)に持分割合に応じて支払われるものとする。

賃貸純利益金予定総額等	手数料
0円～500万円まで	0%
500万円以上～1000万円まで	10%
1000万円以上～5000万円まで	20%
5000万円以上～2億円まで	30%
2億円以上	40%

なお、賃貸期間中に当該種牡馬の死亡その他の保険事故の発生により種牡馬賃貸契約が中途終了し又は一定期間につき賃貸料収入が得られなかったことにより保険金が給付される場合には、上記算定表における「賃貸期間賃貸純利益金予定総額」(賃貸期間中に収受することが予定される賃貸純利益金の総額)はこれを「賃貸純利益金実績額及び受取保険金の合計額」(実際に収受した賃貸純利益金と受け取り保険金の合計額)と読み替えるものとする。この場合、保険事故発生年度より前の各賃貸年度においては、賃貸期間賃貸純利益金予定総額からこれを基準に算定された共有代表馬主の報酬を控除した残額を各年度に按分した金額が、また保険事故発生年度においては当該年度の賃貸純利益実績額と給付保険金の合計額からかかる合計額を基準に算定された共有代表馬主の報酬が控除された残額が一括払により当該種牡馬の所有者(共有代表馬主及び共有者)に持分割合に応じて支払われるものとする。種牡馬賃貸契約による種牡馬転用の場合、共有者は、賃貸期間が満了した時点において、当該種牡馬が 100,000 円に消費税を加えた金額にて賃借人に譲渡されることに予め同意する。当該種牡馬については、死亡保険のほか、種牡馬導入初年度に受胎率保険及びその後の傷害や疾病による該当年度の種付頭数減少、受胎率の低下及び種付不能などの不測の損失(一部免責事項を除く)に対応するための保険に加入することにより、当初予定された賃貸料の所定割合が共有者のために確保される仕組みをとることを原則とする。

第 8 条(JRA への再登録)

1. 共有関係が終了した未勝利馬又は未出走馬については、共有代表馬主の判断により、将来 JRA に再度競走馬登録を行うこと(以下「再登録」という)を目的として地方競馬に転籍させその競走に出走させることがある。かかる場合、共有代表馬主は、共有終了に際して、共有者に対し当該共有終了及び地方競馬への転籍は再登録を目的とするものである旨を通知する。当該馬が再登録の要件を充たした場合、共有代表馬主は、当該馬の従前の共有者に限定して、再び当該馬の共有を申し入れることができる(かかる再共有の申し入れを以下「再共有の申し入れ」という)。但し、当該従前の共有者が第 13 条 2 項に該当する場合、その他共有代表馬主の判断により従前共有者の一部に対して再共有の申し入れを行わない場合がある。なお、従前の共有者が、かかる再共有の申し入れに応ずるか否かは各自の任意とする。また、その詳細については、本条細則に別途定める。
2. 再共有の申し入れに係る売買契約(以下「再共有売買契約」という)に際しては、第 4 条に規定する競走馬保険に加入しない。但し、当該共有馬が JRA に再登録した後、平地重賞競走に優勝した場合には、当該馬の従前の売買提示価格を加入額とする競走馬保険に直ちに加入するものとし、共有者は、第 4 条第 2 項及び 3 項の手続に従って保険料を負担する。
3. 再共有売買契約については、売買特約条項第 6 条、第 7 条 1 項及び 2 項の適用はない。なお、当該共有馬(牝馬)が再登録後に引退する場合、その時点で販売者に無償譲渡されるものとする。
4. 再共有の申し入れに応じた共有者は、地方競馬の競走馬登録抹消日の翌日から預託料、輸送費等の諸経費を負担する。

第9条(牝馬の引退)

牝馬の共有馬は、原則として6歳3月を限度に引退するものとするが、共有代表馬主の判断によって同馬の現役を延長して引退時期を繰り延べることがあり、共有者は、「共有馬管理等に関する覚書」第3条(15)に従って共有代表馬主にその判断を委ねる。なお、当該牝馬引退に際して販売者等は、売買特約条項第6条に従い、所定の価格(当該牝馬の売買提示価格の10%)にて買い戻すことができるものとし、販売者等がかかる買戻しを決定した場合には、共有者はこれに応ずるものとする。かかる買戻し代金は持分割合に応じて共有者に支払われる。当該買戻しが行なわれず、且つ、第三者に売却譲渡する場合は、第7条2項に記載する手続きに従い、売買純利益金から共有代表馬主の報酬を控除した残額が、当該馬の共有者に持分割合に応じて支払われるものとする。

第10条(持分権の譲渡)

共有馬の持分権譲渡は、共有代表馬主の書面による事前承認を要する。持分権譲渡を希望する共有者は、事務局を通じ実印による押印がなされた「契約権利譲渡契約書」及び印鑑登録証明書の提出により、譲渡承認の申請を行うものとする。共有代表馬主の上記承認に基づいて譲渡が行われる場合、譲受人は名義書換事務費1口当たり22,000円(消費税10%対象20,000円、消費税2,000円)を共有代表馬主に支払う。なお、共有代表馬主が石部高史である場合、同人の委託を受けて株式会社ジュエリーピコが本条に定める事前承諾の事務手続を行う。

第11条(事務局による事務提供の終了)

各販売者から購入した共有馬の持分権を保有しない期間が3年以上継続する馬主については、送付物提供等の事務を原則として終了する。

第12条(支払済み代金等)

共有者が支払った預託料、保険料、月次事務費、出走事務費等は、理由の如何にかかわらず返還されない。

第13条(遅延利息及び支払不履行等に起因する持分権の喪失)

1. 共有者が、第2条ないし第4条に規定される支払義務をその各期日に履行しない場合には、同期日の翌日から完済に至るまで、当該債務額に対し年率14.6%の割合による遅延利息を支払うものとする。
2. 共有者が、前項の支払義務を2ヵ月以上怠った場合、JRAの馬主登録が抹消され、もしくは登録抹消要件に該当するに至った場合、又は共有馬所有念書等競走馬登録に必要な書類提出を期限までに履行しないなど、共有代表馬主及び事務局の円滑な業務遂行に対して重大な妨げとなる場合は、覚書第5条に規定する遵守事項に違反したものと見做し、何らの通知催告を要することなく共有者は当該共有持分権及びこれから生ずる一切の権利を喪失し、かかる共有持分権及びこれから生じる一切の権利は直ちに共有代表馬主に帰属するものとする。

- 共有者は、本条に定める不履行及び共有持分権の失効消滅に関する情報について、該当する共有代表馬主の事務局がこれを販売者に提供すること、並びに共有者が覚書及び付帯条項に違反するなど共有代表馬主又は事務局の円滑な業務遂行を妨げた場合にかかる情報を販売者に提供することにつき、予め同意する。

第 14 条(管轄権を有する裁判所)

共有馬の管理、その他当該覚書及び付帯条項に規定された事項に関して紛議が生じた場合には、東京都地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

●付帯条項第 5 条第 3 項の細則

第 1 条(賞品の受領と分配方法)

JRA 又は NAR の管轄する競馬主催者から交付された時価 10 万円を超える純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品(以下「分配対象賞品」という)は、受賞馬の共有馬主(代表共有馬主を含む。本細則において以下同じ)間に、優勝時の時価で計算し換金(ただし、換金手段・方法は共有代表馬主に一任する)したのち、持分割合に応じて分配する。分配対象賞品以外の賞品(冠スポンサー寄贈品、地方競馬指定交流競走の JRA 理事長賞、参加賞、優勝馬のレイ、盾、海外競走に係る賞品等を含む)は共有代表馬主に帰属する。

第 2 条(賞品売却代金の共有者への支払時期)

賞品売却代金は、賞品を獲得した月の翌月末に行う。送金事務にあたっては、付帯条項第 5 条第 6 項の規定を準用する。

第 3 条(季節要因による事務の遅延等)

毎年 1 月から 5 月の期間においては、JRA からの純金メダル等賞品の送付が行われなため、共有馬がかかる期間に行われる競走に優勝した場合には同年 5 月以降の賞品受領となる。従って、賞品購入者の決定及び賞品売却代金の共有者への支払いはこれに対応した時期に行われることとなる。また NAR の競馬主催者が、JRA とは異なる賞品の取扱いを行う場合においては、第 1 条及び第 2 条の規定を可能な限り準用する。

●付帯条項第 8 条の細則

第 1 条(再登録の目的とその実施)

- 3 歳以上未勝利馬又は未出走馬(JRA 取得賞金 0 円の競走馬)につき、出走機会を改善するため、JRA の登録を抹消し共有を終了させたくて地方競馬に転籍して出走させ、同競走に勝利して JRA の定める一定基準を満たすことにより、JRA に再登録する(これにより JRA1 勝

クラスの格付を得ることができる)ことがある。

2. JRA への再登録を目指して地方競馬への転籍を行う場合の地方馬主は、株式会社ジュエリーピコ若しくは石部高史とする。地方競馬における預託料等経費負担及び賞金等収入受領のすべては当該地方馬主に帰属する。JRA 登録の抹消による共有関係の終了後においては、JRA に再登録されて共有関係が再結成されるまで、上記経費負担及び賞金等収入は従前の共有者には一切帰属しない。
3. JRA への再登録を目指して地方競馬に転籍した後、JRA に再登録するか否かは前項記載の地方馬主が決定する。JRA に再登録する又はこれを断念する、いずれの場合においても従前の共有者に対して当該決定を知らせることを原則とし、再登録を断念した場合においては、その後、地方競馬に在籍させて競走に出走させ、又は第三者に売却して処分代金を受領するなどは、当該地方馬主の任意とし、従前の共有者はこれらについて何らの権利も有しない。従前の共有者は、従前の共有代表馬主が JRA への再登録を所期の目的として地方競馬への転籍を行ったものの、結果的に JRA への再登録ができなかった場合であっても、何らの責任も負うものではないことを了承する。

第 2 条(JRA 登録抹消時における競走馬の買取価格)

転籍再登録を目的として JRA 登録を抹消する競走馬が、付帯条項第 7 条第 2 項に基づいて、前条 2 項に定める共有代表馬主(地方馬主)が当該馬を買取り所有することにより地方競馬の競走の用に供する。その買取価格は販売価格の 5%とする。

第 3 条(再登録の際の購入金額)

再登録する馬を共有者が購入する場合の購入金額は、牡馬の場合は、前条に定める買取価格相当額とし、牝馬の場合は、売買特約条項第 6 条第 2 項に規定する買戻し代金相当額とする。

第 4 条(注意事項)

再登録に係る新たな共有においては、付帯条項のうち第 8 条を除くすべての条項が適用される。よって、再登録に係る牝馬の場合であってもその引退期限は、売買特約条項第 6 条に従って 6 歳 3 月末日(なお、共有代表馬主の判断により引退時期を前倒し及び延期する場合がある)であることを共有者は了承する。